

平成 2 7 年 度

社会福祉法人 朝霞市社会福祉協議会

事 業 計 画

社会福祉法人 朝霞市社会福祉協議会

社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会 使命・経営理念

朝霞市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、『誰もが安心して暮らせる福祉のまち「あさか」の実現』を目指すことを使命とします。

また、この使命を達成するために、以下の経営理念に基づき事業を展開します。

(1) 共につくろう！あさかのまち

～ 住民参加・協働による福祉のまち「あさか」の実現 ～

(2) つなげよう！つながろう！あさかのまち

～ 地域に根ざした利用者本位の福祉サービスや総合的な支援体制の実現 ～

(3) 考えよう！あさかのまち

～ 福祉ニーズに基づく新たな事業への取り組み ～

平成27年度 事業計画

I 基本方針

近年、社会経済の急激な変化とともに、地域社会や家族構成のあり方が大きく変容し、社会福祉を取り巻く環境はこれまでの福祉制度の枠組みでは対応困難な新たな福祉課題へと変化しつつあります。

本年4月に施行される生活困窮者自立支援法や介護保険制度の改正により、新たな組織や事業の構築が迫られるなど本会を取り巻く環境も一段と厳しさを増しておりますが、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、本会では、生活福祉資金制度や日常生活自立支援事業における相談支援のあり方や安心セーフティーネット事業との関わりを踏まえつつ、総合相談・生活支援の仕組みづくりを検討してまいります。

また、介護保険制度の改正では、要支援1・2が地域支援事業に移行されることにより、高齢者の生活を地域で支える仕組みづくりが急務となります。

そのような中、本年度は第2期朝霞市地域福祉活動計画の最終年度となり、それぞれのプロジェクトにおける重点事業の取り組みの成果とそこから抽出された課題等を検証し、さらに住み慣れた地域で安心して充実した生活を送れるような地域社会を構築するために、社協の組織力や専門性をどう活かし活動していくのかを強く意識し、次期の第3期朝霞市地域福祉活動計画の策定に取り組んでまいります。

また、本年4月から、地域福祉活動計画とともに本会の両輪となる「発展・強化計画」がスタートします。この計画は地域福祉を推進する団体としての本会の使命、経営理念、事業展開の考え方を明確に示したもので、地域福祉活動計画と連動し、地域住民やボランティア、関係機関・団体、行政等と連携、協働して地域での共生・共助の仕組みをさらに進めてまいります。

指定管理、委託事業につきましては、手話通訳者等派遣事業、障害者就労支援センター事業、障害者相談支援センター事業の受託、並びに総合福祉センター、老人福祉センター、児童館、放課後児童クラブの運営を強化し、次期の指定管理に向けての準備を行ってまいります。

なお、あさか福祉作業所の建替えに伴い、平成27年度は旧朝霞市立第4小学校の仮設作業所で管理運営事業を行います。

II 重点項目

平成27年度は、発展・強化計画及び第2期朝霞市地域福祉活動計画に基づき、社協組織全体で以下の取り組みを重点項目として位置づけ、取り組んでまいります。

1. 組織体制の基盤強化

(1) 組織体制の強化

- ◇理事会・評議員会の開催
- ◇決算監査・中間監査の実施
- ◇役員研修の実施
- ◇苦情解決の適切な対応

(2) 人材育成と専門性の向上

- ◇職員の意識啓発及びスキルアップのための研修の実施

(3) 財政基盤の強化

- ◇社協会員の加入促進
- ◇赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金活動の実施

(4) 発展・強化計画の推進

- ◇社協発展・強化計画の推進

2. 重点事業

【プロジェクト①】

社協の計画推進体制の整備

- ◇社協職員計画推進委員による計画の推進
- ◇職員の意識啓発及びスキルアップ研修の実施
- ◇第3期朝霞市地域福祉活動計画策定
- ◇第三者推進委員による計画の進行管理

【プロジェクト②】

地域と社協の顔の見える関係づくり

- ◇住民ニーズ・地域事情を把握し事業に反映
- ◇広報プロジェクトチームによる新たな広報手段の展開・検証

【プロジェクト③】

地域に広がる小地域福祉活動の推進

- ◇第2期モデル地区活動支援
- ◇小地域福祉活動普及啓発のための地域懇談会の実施及び報告会開催

【プロジェクト④】

地域まるごと福祉教育・ボランティア活動の推進

- ◇小中学校での福祉教育における支援
- ◇青少年ボランティア講座の実施

Ⅲ 事業計画

1. 地域福祉事業の推進

地域の課題解決を目指し、地域で行なわれる住民主体の取り組みや新たに彩の国あんしんセーフティネット事業を支援します。

また、広報「社協あさか」の紙面にAR動画（拡張現実）を導入し、魅力的な福祉情報の発信に努めます。

- ◇小地域福祉活動の支援、拡充のための報告会、地域懇談会の実施
- ◇ふれあい・いきいきサロン活動の支援
- ◇広報「社協あさか」やホームページ等による福祉情報の発信
- ◇社協出前講座の推進および周知啓発（広報紙等）
- ◇福祉有償運送事業の実施
- ◇福祉機器・車いす専用リフト車の貸出し
- ◇地域福祉活動団体との連携・活動支援
- ◇地域福祉活動の担い手の育成（地域福祉サポーター養成講座の開催）
⇒ボランティア事業の推進へ
- ◇余暇支援・交流事業(障害児・者)の実施
- ◇彩の国あんしんセーフティネット事業の支援【新規】

2. 相談援助事業の実施

(1) 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）の推進【県社協委託事業】

高齢者や障害のある方等で、金銭管理等に不安のある方が安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、書類等の預りサービスの援助を行います。

- ◇事業の周知啓発（広報紙、公共機関でのパンフレット設置、出前講座の開催等）
- ◇生活支援員の研修会の実施

(2) 心配ごと相談所事業

- ◇事業の周知啓発（広報紙、ホームページ、チラシ等）
- ◇相談員研修会の実施

(3) 相談支援体制づくり

社協内各部署との連携、および組織内資源の活用による支援体制の充実を図ります。

3. 福祉資金貸付事業の実施

(1) 生活福祉資金貸付事業【県社協委託事業】

支援を必要とする低所得者世帯及び療養や介護を要する高齢者・障害者世帯等に必要な資金の貸付を行うとともに、相談援助指導による適切な利用の促進に努めます。

〔総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金〕

- ◇資金借受人、希望者に対する相談・援助
- ◇福祉資金貸付事業に関する周知啓発（広報紙等）

(2) 社協福祉資金貸付事業

臨時的な出費や応急的な資金を必要とする低所得者世帯に対し、資金の貸付を行うとともに、相談援助指導による適切な利用の促進に努めます。

4. ボランティア事業の推進

地域でのボランティア活動を推進し、ボランティアの主体的、自主的な取り組みをさまざまなかたちで支援し、新たにボランティアバス事業、傾聴ボランティア講座を実施します。

- ◇ボランティア相談およびコーディネート
- ◇ボランティア情報の収集、発信（広報紙、ホームページ等）
- ◇福祉活動団体や福祉施設等との連携
- ◇ボランティア保険の加入受付
- ◇朝霞地区四市福祉教育研修会の開催
- ◇福祉教育の相談、支援
- ◇ボランティア講座の開催
- ◇ボランティア体験プログラムの実施
- ◇青少年ボランティア講座の開催
- ◇ボランティアバス事業の実施【新規】
- ◇傾聴ボランティア講座の開催【新規】

5. 住民参加型在宅福祉サービス事業（ふれあいサービス）の実施

住民の参加と協力により、高齢者や障害者、子育てなどで日常生活上の支援を必要とする方に対し、有償の家事援助等のサービスを提供します。

6. 自動販売機設置経営事業の実施

市内企業等へ自動販売機設置の協力を依頼し、その収益を地域福祉事業に役立てます。

7. あさか福祉作業所の管理運営事業の実施

障害者総合支援法による、生活介護、就労継続支援B型の多機能型事業所としての運営並びに施設の管理を行います。

なお、あさか福祉作業所については、平成27年度中に建替えられ、平成28年4月には、新たな施設として開所される予定です。

- ◇定員 40人
- ◇生活介護

食事、排せつ等の介護や生活等に関する相談・助言、その他必要な日常生活上の支援、創作的な活動並びに生産活動の機会の提供など、身体機能や生活能力の向上を図るため必要な援助を行います。

◇就労継続支援B型

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動や余暇活動など、就労に必要な知識及び能力の向上を図るため必要な訓練を行います。

◇活動内容

請負作業、「パンやこっぺ」の運営、調理実習、社会参加活動、就労支援、余暇支援等

◇年間行事

保護者懇談会、個別面談、成人病予防事業、健康診断、歯科、精神科健診、日帰り課外体験研修、療育音楽、彩夏祭鳴子踊り・はあとびあふれあい祭りへの参加、障害福祉施設授産品展示販売会、避難訓練等

8. 市委託事業の受託経営

(1) 手話通訳者等派遣事業

手話を必要とする聴覚障害者等の生活におけるコミュニケーションを円滑に行うため、また社会参加の促進を図るため、手話通訳者の派遣を行うほか、新たに夜間の手話講習会を開催し、手話通訳者育成の推進を図ります。

◇手話講習会（入門）の実施（4～10月）【新規】

◇手話講習会（基礎）の実施（10～3月）

◇手話講習会（通訳者養成）の実施（4～10月）

◇登録手話通訳者研修会の実施

◇手話に関する講演会の実施

◇手話講習会講師育成のための研修会の実施

◇事業の周知啓発（広報紙、ホームページ、ポスター、パンフレット等）

(2) 障害者就労支援センター

市内在住の障害のある方やその家族、市内在住の障害のある方が勤務及び利用している事業所・施設・教育機関・医療機関の方、障害のある方を雇用しようと考えている事業所を対象に、障害のある方の就労支援と生活支援を総合的に行うことにより、一般就労の拡大を図るとともに、自立と社会参加の促進を支援します。

◇就労に関する相談、援助

◇職場見学や実習、就職面接の同行

◇職場定着支援、職場巡回、職場での悩み相談

◇新規事業所の開拓

◇関係機関との連絡調整及び調査研究・情報交換

◇他市就労支援センター等との連携

◇生活支援（余暇支援）事業の実施【新規】

(3) はあとぴあ障害者相談支援センター

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、基本相談支援・計画相談支援・障害児支援の利用計画を作成するなど、障害のある方やその家族等の地域における生活全般の支援を行います。

◇福祉についての情報提供・総合的相談

◇福祉サービスや福祉施設等の利用方法の説明・紹介・仲介

◇福祉事務所、児童相談所、福祉施設、教育機関等との調整及び連携

◇療育相談（発達に心配のある子どもに関すること）

◇サービス等利用計画の作成や訪問等による継続支援

◇障害児支援利用計画の作成や訪問等による継続支援

◇権利擁護に関する支援等

9. 指定管理事業の受託経営

(1) 朝霞市総合福祉センター指定管理事業

【朝霞市総合福祉センター管理】

地域福祉の向上を図るため、各種の福祉サービスや情報、活動の場を提供する複合施設の建物、設備、備品の総合管理を行います。

福祉の向上を目的に活動している団体に会議室、調理実習室、中庭広場等を貸し出す他、地域の福祉団体と共催で福祉のお祭り「はあとぴあふれあい祭り」を実施します。

また、火災や地震等の災害に備え、年2回の避難訓練を行います。

【はあとぴあ障害者多機能型施設】

障害者総合支援法による、生活介護、就労継続支援B型の多機能型事業所として定員を拡大して運営を行います。

◇定員 55人

◇生活介護

食事、排せつ等の介護や生活等に関する相談・助言、その他必要な日常生活上の支援、創作的な活動並びに生産活動の機会の提供など、身体機能や生活能力の向上を図るため必要な援助を行います。

◇就労継続支援B型

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動や余暇活動など、就労に必要な知識及び能力の向上を図るため必要な訓練を行います。

◇活動内容

請負作業、花壇植栽・整備、喫茶室「お花畑」の運営、

売店「はっぴい」の運営、社会参加活動、就労支援、余暇支援等

◇年間行事

保護者懇談会、個別面談、成人病予防事業、健康診断、歯科、精神科健診、日帰り課外体験研修、新年交流会、彩夏祭鳴子踊り・はあとぴあふれあい祭りへの参加等

【地域活動支援センター】

障害者総合支援法に基づき、障害者の方に対して入浴や食事などの日常生活の支援や心身機能の維持向上のための機能訓練、創作的活動や社会参加活動等の支援を行います。

◇定員 15人

◇活動内容

創作・手芸、個別機能訓練、体操、調理実習、誕生会、療育音楽、ボランティア活動、園芸等

◇年間行事

個別面談、お花見会、はあとぴあふれあい祭り出店、課外体験、クリスマス会、避難訓練等

【老人デイサービス事業】

介護保険法に基づき、要介護及び要支援の認定を受けた在宅の援護が必要な方に、心身機能の維持向上や家族の介護負担の軽減を図るため、個別機能訓練、入浴サービスの提供、生活指導等の支援を行います。

なお、介護保険法の改正に伴う地域支援事業については、朝霞市と協議して参ります。

◇定員 20人

◇活動内容

創作、手芸、個別機能訓練、月間体操、誕生会等

◇年間行事

お花見会、敬老会、クリスマス会、歌の会、地域の児童等との交流、避難訓練等

【ホームヘルプサービス事業】

介護保険法に基づき、要介護及び要支援の認定を受けた方で、日常生活を営むのに支援が必要な方、また要介護認定で「自立」と認定された方、障害者総合支援法に基づき、心身障害者（児）の方で日常生活を営むのに支援が必要な方に、ホームヘルパーを派遣し支援を行います。

なお、介護保険法の改正に伴う地域支援事業については、朝霞市と協議して参ります。

◇支援内容

入浴、排せつ、食事等の身体介護、買い物、調理、掃除等の家事支援、通院同行、その他生活全般にわたる相談等

(2) 朝霞市老人福祉センター（溝沼・浜崎）指定管理事業

市内2ヶ所にある老人福祉センターは、朝霞市内の60歳以上の方を対象に交流の場、憩いの場、地域との出会いの場を提供します。

また、各種の事業、相談も行います。

◇事業内容

健康増進体操、教養講座、交通・防犯講座、健康・栄養相談等

◇附帯設備

風呂、マッサージ機、カラオケ、バンパー台、囲碁、将棋等

(3) 朝霞市児童館指定管理事業

(きたはら・はまさき・みぞぬま・ねぎしだい・ひざおり)

市内5ヶ所にある児童館は、児童福祉法の規定や朝霞市の「次世代育成支援行動計画」に基づき、遊びを通して0歳児から18歳未満の児童の健全育成・子育て家庭への支援、地域の子育て環境づくりに努め、子育て・子育て支援の拠点として地域に根ざした活動や事業の展開を行います。

◇乳幼児事業

ちびっこランド、0ママクラブ、小児科の先生の知恵袋等

◇児童事業

バドミントン、卓球、バンパー、中高生タイム等

◇交流事業

ハッピータイム with 老デイ、老センといっしょ等

◇工作事業

おりがみタイム、壁面工作、みんなで工作等

◇合同事業

あそびンピック、5館合同「スーパードッジボール大会」等

◇館外事業

あおぞら児童館、おでかけちびっこ児童館等

◇調理事業

楽しくクッキング、三ツ星クッキング等

◇まつり等

夏まつり、クリスマス会、春まつり、おばけやしき等

(4) 朝霞市放課後児童クラブ指定管理事業

(本町・朝志ヶ丘・岡・膝折・栄町・浜崎・泉水・幸町・根岸台・溝沼)

市内10ヶ所にある放課後児童クラブは、保護者の仕事と子育ての両立支援を目的に保護者の就労等により家庭が留守となる児童が、放課後及び学校休業日に安全に安心して楽しく過ごせるよう、6年生まで児童の受入れを拡大し、児童の健全育成に努めます。

◇受入れ児童の拡大【新規】

1年生から6年生までの児童の受入れ

◇年間の主な事業

新入児童歓迎会、食育講座、季節の行事、誕生日会等

10. その他の関連事業

(1) 埼玉県共同募金会朝霞市支会の事務局

埼玉県共同募金会朝霞市支会の事務局として、赤い羽根共同募金・地域歳末たすけあい募金を実施します。(10月～3月)

(2) 日本赤十字社埼玉県支部朝霞市地区の事務局

日本赤十字社埼玉県支部朝霞市地区の事務局として、日本赤十字社社員社資募集を実施します。(5月)

(3) 朝霞市老人クラブ連合会の事務局

朝霞市老人クラブ連合会の事務局として、団体との調整を図ります。

(4) 朝霞市遺族会の事務局

朝霞市遺族会の事務局として、団体との調整を図ります。